

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立県民文化ホールを設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県立歴史民俗資料館を設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
◎高知県立坂本龍馬記念館を設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	12
◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
◎高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17
告 示	
◎高知県分収造林事業助成規程の一部改正 正 (森づくり推進課)	19
◎県立高等学校の授業料及び受講料の納入通知書の様式の定め及び告示の廃止 (会計管理課)	19
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	23
	〈3・20揭示〉

規 則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定により」を「規定により高知県衛生研究所、保健所又は高知県食肉衛生検査所に対して衛生に関する」に、「衛

生研究所長」を「高知県衛生研究所長」に、「食肉衛生検査所長（第5条第3号において）を「高知県食肉衛生検査所長（以下）」に改める。

第2条を次のように改める。
(手数料等の額)

第2条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表の知事が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

第3条の見出し中「減免」を「減免の申請」に改め、同条中「知事」を「、知事」に改める。

第4条中「別表第2のとおり」を「別表第2に定めるとおり」に改める。

第5条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「液状」を「液状の」に改め、同条第2号中「前号以外」を「前号の物品以外」に改める。

第7条中「試験等」を「研究所長等は、試験等」に改める。

第8条第2項中「依頼者が」を「試験等を依頼した者は、当該」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

項目	種別	金額	
1 生物学的試験検査料	細菌の顕微鏡検査	1件につき450円	
	細菌培養検査	1件につき450円（知事が防疫上必要があると認める場合は、1件につき230円）	
	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数は、無関係で、4薬剤以上）	1件につき2,820円	
	細菌薬剤感受性検査	1菌種	1件につき1,260円
		2菌種	1件につき1,630円
		3菌種以上	1件につき2,080円
	細菌同定検査	口腔、気道又は呼吸器からの検体	1件につき1,190円
		消化管からの検体	1件につき1,190円
		泌尿器又は生殖器からの検体	1件につき1,120円
		血液又は穿刺液	1件につき1,410円
		その他の部位からの検体	1件につき1,040円
	TPHA反応検査	定性検査	1件につき240円
		定量検査	1件につき390円
	FTA-ABS試験（蛍光抗体法による。）	1件につき1,080円	
	ウイルスの血清反応検査	1件につき590円	
	その他の血清学的反応検査	1件につき190円	
2 食品試験検査料	定量分析試験 酸度、水分、灰分、牛乳中の脂肪、PH等 食品添加物規格試験のうち塩化物、硫酸塩、重金属、純度試験、乾燥減量、強熱残渣等	1件につき2,460円	

	定性分析試験	(簡易なもの)	
		粗脂肪、粗繊維、総窒素、過酸化水素、ホルムアルデヒド等 ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC等食品添加物規格試験のうち添加物 (複雑なもの)	1件につき8,240円
		比重、簡単な呈色反応、沈殿反応等 (簡易なもの)	1件につき1,310円
		二酸化硫黄、過酸化水素、ホルムアルデヒド、ホウ酸、着色料等 食品添加物規格試験のうち確認試験、純度試験等 (複雑なもの)	1件につき3,740円
	細菌試験	保存料、人工甘味料、酸化防止剤等 薄層クロマト及び機器分析による定性試験 (特に複雑なもの)	1件につき5,530円
		一般細菌数測定、大腸菌群の定性試験又は定量試験等 (簡易なもの)	1件につき2,210円
		食中毒細菌等の同定検査、定量試験等 (複雑なもの)	1件につき12,230円
3 水質検査料	水質成分分析試験その他の水質検査	気温、水温、味、色度、PH、濁度、透視度、導電率、残留塩素、硬度、蒸発残留物、臭気強度その他の簡易な定性試験等 (簡易なもの)	1件につき570円
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、全窒	

		素、酸化物、リン酸イオン、硫酸イオン、ケイ酸、ホウ酸、フッ素、ナトリウム、カリウム、アルミニウム、カルシウム、マグネシウム、鉄、マンガン、全クロム、六価クロム、銅、亜鉛、鉛、カドミウム、全水銀、陰イオン界面活性剤、溶存酸素（DO）、浮遊物質（SS）、化学的酸素要求量（COD）、塩素イオン、過マンガン酸カリウム消費量、酸度、遊離炭酸、錫、ニッケル、モリブデン等（複雑なもの）	1 件につき1,980円	4 獣疫に関する試験料	1の項から3の項までに規定する試験及び検査に該当する獣疫についての試験又は検査	当該各項に規定する額	
		フェノール類、シアン、生物学的酸素要求量（BOD）、セレン、アンチモン、ヒ素、n-ヘキサン抽出物又はその他の金属類（複雑なもの）	1 件につき3,520円		5 環境衛生試験料	照明度測定（紫外線測定を含む。）	1 件につき1,120円
		四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、シス1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブリモジクロロメタン、プロモホルム、1,1,1-トリクロロエタン、2-メチルイソボルネオール、ジェオスミン等の低沸点化合物	1 件につき11,820円			感覚温度測定	1 件につき1,280円
						騒音測定	1 件につき1,280円
	じんあい検査					1 件につき2,590円	
細菌試験	水中の生物についての検査	1 件につき2,060円	空気中落下細菌数検査	1 件につき2,100円			
	一般細菌数測定、大腸菌群の定性試験又は定量試験等（簡易なもの）	1 件につき2,210円	空気中有毒ガス試験	1 成分につき2,590円			
	食中毒細菌等の同定検査、定量試験等（複雑なもの）	1 件につき12,230円	6 薬品、化粧品等の試験料	公定書医薬品の規格適否試験	1 件につき3,780円		
			一般医薬品の試験	1 成分につき5,260円			
			衛生用具の試験	1 件につき3,780円			
			化粧品の試験	1 件につき5,260円			
			毒物又は劇物の試験	1 成分につき6,330円			
			玩具の衛生上害否試験	1 件につき2,510円			
			製薬原材料の試験	1 成分につき2,510円			
			油脂、ろう又は精油の試験	1 件につき2,510円			
			注射薬の生物学的試験	1 件につき10,520円			
			7 家庭用品の試験料	住宅用洗剤の塩化水素若しくは硫酸、水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウム又は容器若しくは被包（簡易なもの）	1 件につき2,680円		
			8 その他の試験料又は検査料	塩化ビニル、ホルムアルデヒド等（複雑なもの）	1 件につき8,410円		
				ウイルスの分離同定検査	1 件につき21,040円		
				細菌の遺伝子解析検査	1 件につき6,220円		

備考 この表の1の項において「知事が防疫上必要があると認める場合」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき知事が特に必要があると認めてする勸奨に応じて検査を依頼した場合をいう。

別表第2（第4条関係）

項目	数量	
	1 生物学的試験検査	血清
	脳脊髄液	5 c c 以上（無菌的なものに限る。）
	ふん便	親指大程度
	尿	100 c c 程度
2 薬品、化粧品等の試験	容器入り1個以上	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第27号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和51年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定によるホールの大ホール、小ホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という）を「利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ）に改め、同条第3項ただし書中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第4項中「のうち多目的室」を「のうちホールの多目的室（以下「多目的室」という。）」に、「大ホール又は小ホール」を「ホールの大ホール（以下「大ホール」という。）又はホールの小ホール（以下「小ホール」という。）」に改める。

第4条第2項中「規定による」を削る。

第6条第1項中「において大ホール」を「において当該大ホール」に改める。

第8条の見出し中「附属設備の」を「附属設備に係る」に改め、同条中「条例別表の2」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表の2」に改める。

第9条の見出し中「手続等」を「申請等」に改める。

第10条第1項中「、還付する」を「、当該還付する」に改める。

第12条中「利用者は、」を「利用者は、利用施設の」に改める。

第14条中「施設に」を「利用施設に」に改める。

第15条第5号中「受けないで」を「受けないでホールの」に改める。

第18条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	附属設備名	利用施設別	単位	利用料金の上限額	摘要
舞台設備	オーケストラピット	大	1式	7,240円	
	小迫り	大	1式	1,780円	
	スッポン	大	1式	1,350円	
	音響反射板	大	1式	9,460円	天井2面、正面1面、側面4面、照明付き
	音響反射板	小	1式	4,830円	天井1面、正面1面、側面1面
	グランドピアノ	共	1台	11,570円	スタインウェイD-274
	グランドピアノ	共	1台	7,660円	ヤマハCFⅢ
	グランドピアノ	共	1台	4,090円	ヤマハCSⅡ
	グランドピアノ	練	1台	2,370円	ヤマハC3XA
	アップライトピアノ	リ	1台	1,350円	ヤマハ
	バレエ用フロアシート	大	1式	4,320円	東リTMフロア
	所作台	大	1式	10,400円	
	所作台	小	1式	5,470円	
	所作台（花道）	大	1式	1,890円	
	平台	共	1台	210円	
	開き足	共	1脚	70円	
ひな 雛壇蹴込	共	1式	670円		
能舞台	共	1式	4,940円		
松羽目・竹羽目	大	1式	1,890円	12.7m×4.5m	

松羽目・竹羽目	小	1式	1,050円	9m×4.5m
金屏風	共	1双	1,780円	2.4m×0.75m×6曲
銀屏風	共	1双	1,780円	2.4m×0.75m×6曲
鳥の子屏風	共	1双	1,780円	2.4m×0.75m×6曲
毛氈	共	1枚	250円	1.82m×3.64m
長布団	共	1枚	250円	0.545m×3.64m
地絨	大	1枚	670円	18m×7.28m
地絨	小	1枚	420円	12m×3.64m
浅黄幕	大	1式	930円	18m×7.2m
浅黄幕	小	1式	670円	12m×7.2m
紅白幕	大	1張	1,050円	18m×7.2m
紅白幕	小	1張	840円	12m×7.2m
大太鼓	共	1式	1,350円	
振り竹	大	1本	420円	18m
振り竹	小	1本	250円	12m
メクリ立て	共	1台	130円	1.5m
上敷	共	1枚	70円	
雪籠	共	1台	210円	
指揮台	共	1式	670円	譜面台付き
譜面台	共	1台	40円	
パイプ椅子	共	1脚	70円	
コントラバス椅子	共	1脚	130円	
演台	大	1台	1,430円	マイク1本及び脇台付き

	演台	小	1台	1,230円	マイク1本及び脇台付き
	司会者用台	共	1台	250円	
	式次第板	共	1台	210円	
	黒板	共	1台	210円	
	ホワイトボード	共	1台	200円	
	姿見	共	1台	420円	
	長机	共	1脚	150円	
音響設備	場内拡声装置Aセット	大	1式	5,890円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル、サイドスピーカー
	場内拡声装置Bセット	大	1式	4,090円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル
	場内拡声装置Aセット	小	1式	3,980円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル、サイドスピーカー
	場内拡声装置Bセット	小	1式	3,040円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル
	コンデンサーマイクロフォン	共	1本	1,230円	
	ダイナミックマイクロフォン	共	1本	420円	
	エレベーターマイクロフォン	大	1本	1,520円	
	エレベーターマイクロフォン	小	1本	1,520円	
	ワイヤレスマイクロフォン	共	1本	1,890円	電池別
	三点吊りマイクロフォン	大	1本	1,520円	
	三点吊りマイクロフォン	小	1本	1,520円	
	マイクスタンド	共	1台	250円	床上

マイクスタンド	共	1台	250円	ブーム
マイクスタンド	共	1台	130円	卓上
カセットテープレコーダー	共	1台	420円	
DATレコーダー	大	1台	420円	
DATレコーダー	小	1台	420円	
デジタルハイビジョンレコーダー	共	1台	500円	DVD及びCD対応
CF/CD-RWレコーダー	共	1台	480円	CF、WAV及びMP3対応
CFレコーダー	共	1台	500円	CF、CD、WAV及びMP3対応
CDプレーヤー	大	1台	500円	
CDプレーヤー	小	1台	500円	
CDプレーヤー	共	1台	500円	
MDプレーヤー	共	1台	500円	
DVDプレーヤー	共	1台	500円	
マルチプロセッサ	共	1台	530円	20bitリニアAD/D Aコンバーター
デジタルリバーブ	共	1台	490円	
デジタルディレイ	共	1台	490円	
イコライザー	共	1台	500円	25Hz～20kHz、1/3 オクターブ
バウンダリーマイク	共	1台	1,080円	
サブミキサー(A)	共	1台	2,090円	デジタル52in16out
サブミキサー(B)	共	1台	1,060円	デジタル16in6out

	サブミキサー(C)	共	1台	1,070円	アナログ18in11out
	サブミキサー(D)	共	1台	530円	アナログ8in4out
	ステージスピーカー(A)	共	1台	2,730円	
	ステージスピーカー(B)	共	1台	1,350円	
	ステージスピーカー(C)	共	1台	670円	
	ステージスピーカー(D)	共	1台	510円	
照明 設備	調光装置	大	1式	5,140円	30A×277本、100チャンネル(+140チャンネル)、メモリー方式
	調光装置	小	1式	2,310円	30A×148本、60チャンネル、メモリー方式
	花道フットライト	大	1列	630円	60W×48灯
	花道フットライト	小	1列	500円	60W×30灯
	フットライト	大	1列	840円	60W×72灯
	フットライト	小	1列	670円	60W×60灯
	ロア水平ライト	大	1列	2,610円	300W×80灯
	ロア水平ライト	小	1列	1,680円	300W×56灯
	昇降タワーライト	大	1基	510円	1kW×4灯
	大アッパ水平ライト	大	1列	3,260円	300W×120灯
	アッパ水平ライト	小	1列	2,310円	300W×64灯
	ボーダーライト	大	1列	1,470円	第1ボーダーライト 150W×90灯 第2ボーダーライト 150W×90灯 第3ボーダーライト 150W×81灯 第4ボーダーライト 150W×81灯

ボーダーライト	小	1列	1,050円	第1ボーダーライト 150W×60灯 第2ボーダーライト 150W×54灯
サスペンションライト	大	1列	3,040円	1kW×24灯
サスペンションライト	大	1列	2,200円	1kW×16灯
サスペンションライト	小	1列	2,200円	1kW×16灯
バルコニーライト	大	1式	1,350円	1kW×8灯
フロントサイドライト	大	1式	2,100円	1kW×16灯
フロントサイドライト	小	1式	1,680円	1kW×8灯
第1シーリングライト	大	1列	3,150円	1.5kW×20灯、1kW ×10灯
第2シーリングライト	大	1列	3,780円	2kW×20灯
シーリングライト	小	1列	1,680円	1kW×18灯
フォロースポットライト	共	1台	670円	650W
センターピンスポットライト	大	1台	3,150円	2kWクセノンピンス ポットライト
センターピンスポットライト	小	1台	2,610円	1kWクセノンピンス ポットライト
スポットライト	共	1台	670円	FQ1,500W
スポットライト	共	1台	670円	IT0650W
スポットライト	共	1台	510円	1kW
スポットライト	共	1台	420円	500Wフレネル
スポットライト	共	1台	250円	500W平凸
パーライト	共	1台	530円	1kW

	パーライト	共	1台	420円	500W
	ストリップライト	共	1台	250円	100W×8灯
	ストリップライト	共	1台	130円	100W×4灯
	ストロボ	共	1台	620円	
	プロジェクタースポットライ ト	共	1台	1,260円	1kW
	オーロラマシン	共	1台	840円	
	波のエフェクト	共	1台	510円	
	ミラーボール	共	1台	1,260円	丸型
	ミラーボール	共	1台	1,260円	だ円形
	カラーフェーダー	共	1台	560円	
	サブ調光卓	共	1台	2,000円	DMX×4系統
映写 設備	スクリーン	大	1張	1,780円	7.5m×16m
	スクリーン	小	1張	930円	4.5m×10m
	スクリーン	共	1張	250円	1.5m×0.9m
	スクリーン	共	1張	250円	1.9m×1.2m
	35ミリ映写機	小	1台	5,360円	2kWクセノン
	16ミリ映写機	大	1台	2,400円	2kWクセノン
	スライド映写機	共	1台	1,350円	750Wクセノン
	ビデオプロジェクター	共	1台	680円	
その 他の 附属 設備	シャワー室	大	1室	250円	
	シャワー室	小	1室	250円	
	浴室	大	1室	420円	

	持込み器具コンセント	共	1 k W 当たり	150円	
--	------------	---	--------------	------	--

- 備考
- この表において、「利用施設別」欄の大は大ホールで、小は小ホールで、リはリハーサル室で、練は第5多目的室（練習室）で、共は利用施設で共用又は共通で利用するものであることをいう。
 - この表の利用料金の上限額は、条例別表の区分の午前、午後又は夜間のいずれかに利用する場合の額とし、条例別表の区分の午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き利用する場合はこの表の利用料金の上限額の2倍に相当する額を利用料金の上限額と、条例別表の区分の全日に利用する場合はこの表の利用料金の上限額の3倍に相当する額を利用料金の上限額とする。
 - この表に定めのない音楽、演劇等の用具に係る利用料金の上限額は、その都度知事が定める。
 - 消耗器材費、ピアノ調律費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の利用料金の上限額には含まないものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「
 利用する多目的室名
 第1 第2 第3 第4
 第5 第6 第7 第8
 第9 第10
 」

を

「
 利用する多目的室名
 第1 第2 第3 第4
 第5 第6 第7 第8
 第9 第10 第11
 」

に改める。

別記第8号様式から別記第12号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第13号様式中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県規則第28号

##### 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による資料館の企画展示室若しくはAVホール（その附属設備を含む。）又は山村民家（以下「利用施設」という）を「利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ）」に改め、「別に」を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に、「第5条の2、第5条の3」を「第5条の2第1項及び第2項、第5条の3第1項から第3項まで」に、「第7条」を「第7条第1項及び第3項」に改める。

第3条第1項中「別に」を削る。

第4条第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第5条の2第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条

第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に、「別記第4号様式の2」を「別記第4号様式の2」に改める。

第5条の3第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「別に」を削り、同条第4項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第6条第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第2項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第7条第1項中「別に」を削る。

第8条第1項中「別に」を削り、同条第3項中「個人の」を「個人である」に、「団体の」を「団体である」に改める。

第11条の見出し中「の利用料金の」を「に係る」に改め、同条中「条例別表第2の備考の3」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の備考4」に、「の利用料金の」を「に係る」に改める。

第12条中「規定による」を「規則で定める」に改める。

第13条第1項及び第2項中「次に掲げるとおりとし、当該減額する額は」を「、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、」に改める。

第14条第1項中「次に掲げるとおりとし、当該還付する」を「次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する観覧料又は使用料の」に改める。

第16条中「必要により」を「必要があつて」に、「施設に」を「利用施設に」に改める。

第18条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「利用者は、」を「利用者は、利用施設の」に、「停止された」を「停止させられた」に改める。

第21条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあっては」を「団体にあっては当該団体の」に改める。

第22条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別表を次のように改める。

#### 別表（第11条関係）

| 附属設備名          | 単位 | 基準額    |        |        |                 |
|----------------|----|--------|--------|--------|-----------------|
|                |    | 基本利用料金 |        |        | 時間外利用料金（1時間につき） |
|                |    | 午前     | 午後     | 全日     |                 |
| プロジェクター        | 1式 | 1,050円 | 1,740円 | 2,790円 | 350円            |
| テープレコーダ        | 1式 | 360円   | 620円   | 980円   | 120円            |
| マイクروفオン       | 1本 | 270円   | 450円   | 720円   | 90円             |
| ワイヤレス・マイクروفオン | 1本 | 420円   | 710円   | 1,130円 | 140円            |
| マイクスタンド        | 1台 | 150円   | 250円   | 390円   | 50円             |
| 司会用演台          | 1台 | 150円   | 250円   | 390円   | 50円             |
| 展示ケース（大）       | 1台 | 270円   | 450円   | 720円   | 90円             |
| 展示ケース（中）       | 1台 | 240円   | 410円   | 650円   | 80円             |
| 展示ケース（小）       | 1台 | 210円   | 350円   | 560円   | 70円             |

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前9時から午後5時までの間をいう。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 この表に定めのない用具に係る基準額は、その都度知事が定める。
- 4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「AVホール」を「多目的ホール」に改める。

別記第12号様式中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第13号様式中「において」を「において読み替えて」に、「AVホール」を「多目的ホール」に改める。

別記第14号様式中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第15号様式中「において」を「において読み替えて」に、「AVホール」を「多目的ホール」に改める。

別記第16号様式中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「において」を「において読み替えて」に、「AVホール」を「多目的ホール」に改める。

別記第21号様式を次のように改める。

### 第21号様式（第21条関係）

年 月 日

高知県知事 様

#### 指定管理者指定申請書

高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第18条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                  |           |      |          |  |
|------------------|-----------|------|----------|--|
| 申請者              | フリガナ      |      |          |  |
|                  | 名称        |      |          |  |
| 代表者の職・氏名         | 職名        | フリガナ |          |  |
|                  |           | 氏名   | ④        |  |
| 主たる事務所の所在地       | （郵便番号 - ） |      |          |  |
|                  | 電話番号      |      | ファクシミリ番号 |  |
| 高知県内の主たる事務所等の所在地 | （郵便番号 - ） |      |          |  |
|                  | 電話番号      |      | ファクシミリ番号 |  |

#### 関係書類

- (1) 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第18条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第17条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による」及び「別に」を削る。

第3条第1項中「次条、第3条の3」を「次条第1項及び第2項、第3条の3第1項から第3項まで」に改め、「別に」を削る。

第3条の2第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に、「別記第2号様式の2」を「別記第2号様式の2に」に改める。

第3条の3第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「別に」を削り、同条第4項中「知事に」を「知事に対して」に、「別記第2号様式の4」を「別記第2号様式の4に」に改める。

第4条第1項中「別に」を削り、同条第3項中「個人の」を「個人である」に、「団体の」を「団体である」に改める。

第7条中「規定による」を「規則で定める」に改める。

第8条第1項中「次に掲げるとおりとし、当該減額する額は」を「、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、」に改める。

第9条第1項中「次に掲げるとおりとし、当該還付する」を「次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する入館料又は使用料の」に改める。

第13条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第14条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第8号様式中「第13条第3項において」を「第13条第4項において読み替えて」に改める。

別記第8号様式の2中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第9号様式中「第13条第3項において」を「第13条第4項において読み替えて」に改める。

別記第9号様式の2中「において」を「において読み替えて」

に改める。

別記第10号様式中「第13条第3項において」を「第13条第4項において読み替えて」に改める。

別記第10号様式の2及び別記第10号様式の3中「において」を「において読み替えて」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 (第13条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第17条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	Ⓔ	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第17条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成8年高知県規則第52号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による美術館の県民ギャラリー、ホールその他の施設 (その附属設備を含む。以下「利用施設」という) を「利用施設 (同項に規定する利用施設をいう。以下同じ) に改め、「別に」を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に、「第5条の2、第5条の3」を「第5条の2第1項及び第2項、第5条の3第1項から第3項まで」に、「第7条」を「第7条第1項及び第3項」に、「第8条の2」を「第8条の2ただし書」に改める。

第3条第1項中「別に」を削る。

第4条第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第5条の2第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に、「別記第6号様式の2」を「別記第6号様式の2に」に改める。

第5条の3第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「別に」を削り、同条第4項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第6条第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第2項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第7条第1項中「別に」を削る。

第8条第1項中「ホールで」を「美術館のホール (以下「ホール」という。) で」に改め、「別に」を削り、同条第3項中「個人の」を「個人である」に、「団体の」を「団体である」に改める。

第11条の見出し中「の利用料金の」を「に係る」に改め、同条中「条例別表第2の3」を「消費税法 (昭和63年法律第108号) 第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例 (昭和33年高知県条例第1号) 第70条

の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3に、「附属設備の利用料金の基準額」を「額」に改める。

第12条中「規定による」を「規則で定める」に改める。

第13条の見出し中「減免」を「減免の申請等」に改め、同条第1項、第2項及び第5項中「次に掲げるとおりとし、当該減額する額は」を「、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、」に改める。

第14条第1項中「に掲げるとおりとし、当該還付する」を「のいずれかに該当する場合とし、当該還付する観覧料、入場料又は使用料の」に改め、同項第2号中「10分の5」を「2分の1」に改める。

第16条中「必要により」を「必要があつて」に、「施設に」を「利用施設に」に改める。

第18条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「利用者は、」を「利用者は、利用施設の」に、「停止された」を「停止させられた」に改める。

第21条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあっては」を「団体にあっては当該団体の」に改める。

第22条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	附属設備名	単位	基準額	摘要
舞台設備	音響反射板	1式	3,130円	照明器具を含む。
	グランドピアノ	1台	5,830円	ヤマハCFⅢ
	アップライトピアノ	1台	500円	ヤマハU30A リハーサル室用
	所作台	1式	5,150円	0.909m×3.636m
	能舞台	1式	8,590円	
	松羽目（ドロップ）	1式	810円	4.545m×14.545m
	竹羽目	1式	1,150円	4.545m×7.272m×2曲
	金屏風 ^{びょうぶ}	1双	1,490円	2.424m×0.758m×6曲
	銀屏風 ^{ぎんびょうぶ}	1双	1,490円	2.424m×0.758m×6曲
	楽団用譜面台セット	1式	1,210円	20人編成以上の場合に限る。
	演台	1式	690円	
司会者台	1台	180円		
音響設備	場内拡声装置セット	1式	2,220円	20CH プロセニアムスピーカー
	コンデンサーマイク	1本	400円	
	ダイナミックマイク	1本	200円	
	ワイヤレスマイク	1本	810円	チューナー装置を含む。
	3点吊りマイク ³	1式	810円	コンデンサーマイク2本を含む。
	カセットデッキ	1台	200円	
	CDプレーヤー	1台	300円	
	MDレコーダー	1台	340円	
マルチエフェクター	1台	300円		

	舞台袖ミキサー	1式	810円	モノラル5CH ステレオ5CH
	ステージスピーカー	1台	1,140円	
	モニタースピーカー	1台	480円	S X300A
	モニタースピーカー	1台	290円	S X300
照明 設備	調光装置	1式	2,320円	
	フットライト	1列	610円	60W×12灯×9台
	ロアホリゾントライト	1列	1,110円	300W×8灯×9台
	アッパーホリゾントライト	1列	1,110円	300W×52灯
	ボーダーライト	1列	810円	150W×81灯
	サスペンションライトA	1列	1,010円	1kW×20灯
	サスペンションライトB	1列	810円	1kW平凸×16灯
	フロントサイドライト	1式	1,010円	1kW平凸×24灯
	第1シーリングライト	1式	1,010円	1kW平凸×18灯
	第2シーリングライト	1式	810円	1.5kW平凸×8灯
	フォローピンスポットライト	1台	810円	1kW ハロゲン
	センターピンスポットライト	1台	1,010円	1kW クセノン
	スポットライトA	1台	400円	1.5kW
	スポットライトB	1台	300円	1kW
	スポットライトC	1台	200円	500W
スポットライトD	1台	500円	650W ITO	
	パーライト	1台	300円	1kW パーライト
	エフェクトスポットライト	1式	810円	1kW

映写 設備	スクリーン	1張	900円	3.3m×18m
	35ミリ映写機	1式	2,420円	
	16ミリ映写機	1式	1,010円	
	スライド映写機	1式	970円	
	ビデオデッキプロジェクター	1台	1,330円	
その 他の 設備	持込み器具コンセント	1kW 当たり	100円	仮設電源を含む。

- 備考 1 この表の基準額は、条例別表第2の2の(1)の表の区分の午前、午後又は夜間のいずれかに利用する場合の額とし、条例別表第2の2の(1)の表の区分の午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き利用する場合はこの表の基準額の2倍に相当する額を基準額と、別表第2の2の(1)の表の区分の全日に利用する場合はこの表の基準額の3倍に相当する額を基準額とする。
- 2 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。
- 3 ピアノ調律費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

別記第17号様式から別記第28号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。
別記第31号様式を次のように改める。

第31号様式(第21条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立美術館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第19条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	Ⓔ	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第19条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第18条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による文学館の企画展示室、ホール又は茶室（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を「利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ）」に改め、「別に」を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に、「第5条の2、第5条の3」を「第5条の2第1項及び第2項、第5条の3第1項から第3項まで」に、「第7条」を「第7条第1項及び第3項」に改める。

第3条第1項中「別に」を削る。

第4条第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第5条の2第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に、「別記第4号様式の2」を「別記第4号様式の2」に改める。

第5条の3第2項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第3項中「別に」を削り、同条第4項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第6条第1項中「規定による」及び「別に」を削り、同条第2項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第7条第1項中「別に」を削る。

第8条第1項中「別に」を削り、同条第3項中「個人の」を「個人である」に、「団体の」を「団体である」に改める。

第11条の見出し中「の利用料金の」を「に係る」に改め、同条中「条例別表第2の3」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の備考4」に、「の利用料金の」を「に係る」に改める。

第12条中「規定による」を「規則で定める」に改める。

第13条第1項及び第2項中「次に掲げるとおりとし、当該減額する額は」を「、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、」に改める。

第14条第1項中「に掲げるとおりとし、当該還付する」を「のいずれかに該当する場合とし、当該還付する観覧料又は使用料の」に改め、同項第2号中「10分の5」を「2分の1」に改める。

第16条中「関係職員が」を「関係職員が文学館の」に、「必要により」を「必要があつて」に、「施設に」を「利用施設に」に改める。

第18条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「利用者は、」を「利用者は、利用施設の」に、「停止された」を「停止させられた」に改める。

第21条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第22条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

附属設備名	単位	基準額		備考
		基本利用料金	時間外利用料金(1時間につき)	
天井液晶プロジェクター	1台	1,390円	350円	
ワイヤレスマイク	1台	430円	110円	チューナー装置を含む。
ダイナミックマイク	1台	40円	10円	

- 備考 1 この表の基本利用料金の基準額は、条例別表第2の2の表の区分の午前又は午後のいずれかに利用する場合の額とし、条例別表第2の2の表の区分の午前から午後へ引き続き利用する場合は、この表の基本利用料金の基準額の2倍に相当する額を基本利用料金の基準額とする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。

別記第13号様式から別記第19号様式までの規定中「において」を「において読み替えて」に改める。
別記第22号様式を次のように改める。

第22号様式 (第21条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立文学館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第19条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名	フリガナ		
		氏名	Ⓔ	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第19条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第18条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第200号

高知県分収造林事業助成規程(昭和33年3月高知県告示第221号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(事業の継承の特例)

2 当分の間、県は、組合等が解散しようとする場合又は分収造林事業について組合等と土地所有者等との間の契約を解約しようとし、若しくは解約した場合においては、分収造林事業からの収益の見込みについて調査するものとし、収益が生ずる見込みがないと知事が判断したときは、当該組合等から事業を継承しないことができる。

附 則

この告示は、平成26年3月28日から施行する。

高知県告示第201号

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第39条第1項の規定により、高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)第3条及び第3条の2の規定による県立高等学校に係る授業料及び受講料の納入通知書の様式を次のとおり定め、平成26年4月1日から施行し、平成23年3月高知県告示第119号(県立高等学校の授業料の納入通知書の様式の設定及び告示の廃止)は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 県立高等学校（専攻科を除く。）の授業料の納入通知書

年度	No. _____
高知県立高等学校授業料納入通知書	
高知県立 第 学年	高等学校 ホーム 氏名 様
金額	円
ただし、年度高知県立高等学校授業料（月額 円）	
記	
<p>上記の金額を毎月25日（4月分及び5月分（第1学年の者に限る。）は6月25日、7月分及び8月分は9月25日、2月分は2月10日、3月分は3月10日（最終学年の者にあつては、2月10日））までに、別紙納付書により高知県指定金融機関、高知県指定代理金融機関又は高知県収納代理金融機関に納付してください。</p>	
年 月 日	
高知県立	高等学校長 

2 県立高等学校の専攻科の授業料の納入通知書

年度	No. _____
高知県立高等学校授業料納入通知書	
高知県立 第 学年	高等学校 ホーム 氏名 様
金額	円
ただし、年度高知県立高等学校授業料（月額 円）	
記	
<p>上記の金額を毎月25日（4月分（第1学年の者に限る。）は5月25日、2月分は2月10日、3月分は3月10日（最終学年の者にあつては、2月10日））までに、別紙納付書により高知県指定金融機関、高知県指定代理金融機関又は高知県収納代理金融機関に納付してください。</p>	
年 月 日	
高知県立	高等学校長 

3 県立高等学校の受講料の納入通知書

年度						No. _____
高知県立高等学校受講料納入通知書						
高知県立		高等学校				
氏名		様				
金額					円	

ただし、年度高知県立高等学校受講料

記

上記の金額を 年 月 日までに、別紙納付書により高知県指定金融機関、高知県指定代理金融機関又は高知県収納代理金融機関に納付してください。

年 月 日

高知県立 高等学校長 印

4 1 から 3 までの納入通知書の別紙納付書（上段は手書き用、下段は財務会計システム用）

第1帖

高知県 財務 現金収納の日	現金収納証番号	領収済
④高知県立高等学校授業料等 通知書	④高知県立高等学校授業料等 (受付・払込票)	領収済

この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚れたり、折り曲げたりしないでください。裏のボールペーンで記入してください。

様式

住所 様
 納入者 氏名

取納種別 執行機関

決議年度 生徒番号 学校区分 会計

略科目 学年 月 節内訳

金額 円
 ここには、何も記入しないでください。

納付目的	納期限	年月日
発行機関	発行日	年月日
口座番号 01620-1-9600-14	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 銀行発行支店

上記の金額を最寄りの金融機関等(裏面に記載)に納付してください。

総括店領収印	經由機関領収印	受付機関領収印
--------	---------	---------

(送付先：四国銀行集中センター)

第2帖

高知県 財務 現金収納の日	現金収納証番号	納付書
④高知県立高等学校授業料等 (受付・払込票)	④高知県立高等学校授業料等	納付書

住所 様
 納入者 氏名

取納種別 執行機関

決議年度 生徒番号 学校区分 会計

略科目 学年 月 節内訳

金額 円
 ここには、何も記入しないでください。

納付目的	納期限	年月日
発行機関	発行日	年月日
口座番号 01620-1-9600-14	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 銀行発行支店

經由機関領収印

総括店領収印	經由機関領収印	受付機関領収印
--------	---------	---------

(送付先：四国銀行集中センター)

第3帖

高知県 財務 現金収納の日	現金収納証番号	納付書
④高知県立高等学校授業料等 兼収取書	④高知県立高等学校授業料等	納付書

住所 様
 納入者 氏名

取納種別 執行機関

決議年度 生徒番号 学校区分 会計

略科目 学年 月 節内訳

金額 円
 ここには、何も記入しないでください。

納付目的	納期限	年月日
発行機関	発行日	年月日

記入徴収者

上記の金額を領収しました。

受付機関領収印

第1帖の裏面

次の金融機関等に納付してください。

1 県内
 (1) 四国銀行の本支店出張所及び代理店
 (2) 高知銀行、高知信用金庫、高知信用組合、土佐信用組合、高知信用組合及び高知県信連の本支店出張所
 (3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
 (4) 土佐あき農協、馬路村農協、協、南国市農協、土佐れいほく農協、高知市農協、長岡農協、農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支店出張所

2 県外
 (1) 四国銀行の県外支店出張所
 (2) 高知銀行の県外支店
 (3) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所
 (4) その他

3 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

第1帖

高知県 ④高知県立高等学校授業料等 受付票	受付票
-----------------------	-----

年月分

学校名	学年
生徒コード	
生徒氏名	

納付金額 円

口座01620-1-加入者	高知県指定金融機関
番号960014	株式会社四国銀行 銀行支店

総括店領収印	經由機関領収印	受付機関領収印
--------	---------	---------

(送付先：四国銀行集中センター)

第2帖

高知県 ④高知県立高等学校授業料等 領収済 通知書	領収済
---------------------------	-----

様式

種別 執行機関 年度 生徒コード 学校区分

会計 略科目 学年・月 節内訳 授業料

年月分

学校名	学年
生徒コード	
生徒氏名	

納付金額 円

口座01620-1-加入者	高知県指定金融機関
番号960014	株式会社四国銀行 銀行支店

総括店領収印	經由機関領収印	受付機関領収印
--------	---------	---------

(送付先：四国銀行集中センター)

第3帖

高知県 ④高知県立高等学校授業料等 兼収取書	兼収取書
------------------------	------

年月分

学校名	学年
生徒コード	
生徒氏名	

納付金額 円

上記の金額を領収しました。

領収日付印

第3帖の裏面

次の金融機関等に納付してください。

1 県内
 (1) 四国銀行の本支店出張所及び代理店
 (2) 高知銀行、高知信用金庫、高知信用組合、土佐信用組合、高知信用組合及び高知県信連の本支店出張所
 (3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
 (4) 土佐あき農協、馬路村農協、協、南国市農協、土佐れいほく農協、高知市農協、長岡農協、農協、高知市農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支店出張所

2 県外
 (1) 四国銀行の県外支店出張所
 (2) 高知銀行の県外支店
 (3) みずほ銀行及びびりそな銀行の本支店出張所
 (4) その他

3 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

公 告

平成26年3月19日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長清遠由美子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成26年3月20日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- (1) 定期昇給について
- (2) 夜勤手当について
- (3) 連続休暇について
- (4) その他の要求について

2 日時

平成26年4月3日午前零時以降、要求解決までの連日又は小期間にわたる期間

3 場所

高知県厚生連の全職場又は一部の職場

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。